



鳥取県公報

令和7年4月4日（金）
第9683号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（195）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の定款の変更の認可（196）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量 （197）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 2 令和7管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量（198）（〃）・・・・・・・・・・ 2 公共測量の実施（2件）（199・200）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3 公共測量の終了（3件）（201～203）（〃）・・・・・・・・・・ 3 森林病虫害の駆除命令（204）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4 指定障害児通所支援事業者の指定（205）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（6）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱（警察本部少年・人身安全対策課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（消防防災課）・・・・・・・・・・ 6 一般競争入札の実施（米子工業高等学校）・・・・・・・・・・ 9 一般競争入札の実施（境港総合技術高等学校）・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	通所介護	令和7年3月31日

鳥取県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を令和7年3月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	16.1トン
	鳥取県その他漁業	1.0トン
	県留保枠	1.9トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.4トン
	鳥取県その他漁業	1.0トン
	県留保枠	1.8トン

鳥取県告示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月31日から令和8年1月15日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町上石見

鳥取県告示第200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月31日から同年4月21日まで
- 3 作業地域 日野郡江府町柿原

鳥取県告示第201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市福部町細川
- 3 終了年月日 令和7年2月20日

鳥取県告示第202号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成及び3D都市モデル作成）
- 2 作業地域 米子市
- 3 終了年月日 令和7年3月19日

鳥取県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業地域 日野郡日野町上菅
- 3 終了年月日 令和7年3月11日

鳥取県告示第204号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間

令和7年5月26日から同年7月11日まで
- 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第205号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
社会福祉法人カラフル	米子市皆生温泉三丁目1-7	かがやき皆生	米子市皆生温泉三丁目1-7	放課後等デイサービス	令和7年4月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和7年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1
医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり		医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり	
介護医療院ふじい	倉吉市山根43		
略		略	
2～4 略		2～4 略	

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和7年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
西 山 佳 夫	鳥取市今町二丁目	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市末広温泉町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町二丁目	
白 岩 裕 隆	倉吉市荒神町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
岩 瀬 敦 子	倉吉市西町	
松 本 敏 彦	倉吉市上井	上井地区

		(倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
河 村 由香里	米子市明治町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
深 田 栄	米子市末広町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
和 田 恵 介	米子市角盤町一丁目	
辻 良太郎	米子市角盤町一丁目	
長谷川 完	米子市角盤町二丁目	
木 下 有 二	米子市皆生五丁目	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
宮 崎 良 雄	米子市新開四丁目	

2 少年指導委員の任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

給電機能付地震体験車 一式

調達物品の詳細は、入札説明書別添「鳥取県給電機能付地震体験車仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月27日（金）

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格の申請書類に準じたものを令和7年4月25日（金）午後5時までに4の(1)の場所に送付し、資格審査を受けた者であること。
- (4) 本件調達物品又はその同等品の納入に関する契約を、国、地方公共団体その他の官公署（外国のものを含む。）と締結し、平成31年4月1日から本件調達公告の日までの間に、その納入をした実績を有する者又実績を有するメーカーと代理店契約を締結している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部消防防災課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部消防防災課

電話 0857-26-7082

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月4日（金）から同月25日（金）午後5時までの間にインターネットの鳥取県危機管理部消防防災課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoubou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月4日（金）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

- イ 交付場所

(1)に同じ

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時

令和7年5月15日（木）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（水）午後5時とする。

- イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、調達案件の名称、入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したもの

とみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月25日(金)午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Earthquake-Simulation Vehicle with power supply function, 1 set

(2) April 25, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) May 15, 2025 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders
(May 14, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefecture crisis management part Firefighting and Disaster Prevention Division, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7082

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

鳥取県立米子工業高等学校長 松 川 明 義

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコン等貸借 一式
- (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 契約期間等
ア 借入期間
令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
イ 契約期間
契約締結日から令和12年9月22日まで
- (4) 納入期限
令和7年8月29日（金）
なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札書の記載方法等
入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
入札説明書に示す方法にしたがって計算した(2)の借入物品に係る(3)の契約期間中の賃借料（保守料等を含む。）の総額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年4月9日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3

条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和7年4月4日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859-22-9211

電子メール yonagoko-h@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年4月4日（金）から同月24日（木）までの日にインターネットの鳥取県立米子工業高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月4日（金）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）午後1時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（水）午後4時45分までとする。

イ 場所

鳥取県立米子工業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年4月24日(木)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコン等賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) April 24, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 15, 2025 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 14, 2025 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4-220
Bakuroumachi, Yonago-shi, Tottori 683-0052 Japan TEL : 0859-22-9211

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立境港総合技術高等学校情報処理室ほか（2室分）パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(4) 納入期限

令和7年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年4月9日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（本件調達の公告日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年4月4日（金）から同月23日（水）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月4日（金）から同月23日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月15日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日（水）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年4月23日（水）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) April 23, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 15, 2025 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(May 14, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 takenouchi-cho Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043 Japan

TEL : 0859-45-0411